

事 務 連 絡
令和6年(2024年)5月16日

各(総合)振興局 産業振興部
調整課長・整備課長・農村振興課長 様

農政部農村振興局事業調整課
課長補佐(技術指導)

海上作業時における安全確保について(周知)

このことについて、1月に深浅測量業務に従事していた船外機船が転覆し作業員が死亡する事故が発生した。

海上作業の安全確保については、救命胴衣の着用などが義務付けられていることから、従前より留意しているところであるが、下記事項についてもあわせて留意し、作業内容の確認、受注者に対する安全確保の徹底に努めること。

記

- 1 冬期間以外に実施可能な作業については、冬期間にずれ込むことがないように早期発注に努めること。
- 2 海上作業中に作業船転覆等により作業員が海中転落した際に、救助の連絡が速やかにできるよう、海上保安部、消防署等への連絡体制を構築していることを確認すること。
- 3 調査・測量業務や工事において、担当員は業務計画書等により、事前に安全対策を確認すること。

なお、冬期間等における海上作業時の安全対策に要する費用については、作業内容等を鑑み、受発注者協議の上、必要に応じて設計変更で計上すること。その際、海水温が10度以下の状況において海上作業を行う場合を目安とする。

安全対策例

- ・作業状況監視のための安全監視員の配置
- ・体温の低下を防ぎ生存率を高めるための海上作業従事者着用のドライスーツ着用

参考：船員の低体温症対策ガイドブック

http://www.maritimeforum.jp/et/pdf/h28_Guidelines_for_Controlling_Hypothermia_at_Sea_jp.pdf

参考：気象庁 日別海面水

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/data/db/kaikyo/daily/sst_HQ.html

技術指導係(内線 27-185)

設計積算係(内線 27-186)